

公益財団法人日本健康・栄養食品協会

平成 30 年度第 2 回通常理事会議事録要旨

1. 開催日時 平成 31 年 3 月 14 日（木）13 時 30 分～15 時 00 分
2. 開催場所 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3 階 会議室
3. 理事総数及び定足数
総数 23 名、定足数 12 名
4. 出席理事数 19 名
（出席） 下田智久、鈴木信二、中村 靖、平野宏一、大野泰雄、関口洋一、
阿南久、泉澤勝弘、板波英一郎、臼杵孝一、折井雅子、小杉哲平、
駒村純一、清水 誠、武原正明、橋本雅男、宮崎修一、山田英生、
協坂真司
（欠席）石原健夫、森 伸夫、吉田武美、矢頭 徹
（出席監事）西本恭彦、松田紘一郎
5. 議 案
決議事項
第 1 号議案 平成 31 年度事業計画（案）に関する件
第 2 号議案 平成 31 年度収支予算（案）に関する件
第 3 号議案 臨時評議員会開催に関する件
第 4 号議案 評議員候補選出委員（案）について
第 5 号議案 規程の設定について（公印管理規程）
業務執行状況報告
 - ・機能性表示食品制度「軽症者データ」の取り扱い調査検討事業について
 - ・会員数の動きについて
 - ・会員の退会処分について
 - ・協会マーク等の新設について
 - ・会員会費体系の見直しについて
6. 会議の概要
 - (1) 定足数の確認等
冒頭で事務局長から出席者 19 名であり、定款第 46 条の規定に基づき定足数を充足していることの報告がされ、理事長が本理事会は適法に成立することを宣言した。
続いて、同事務局長から本会議の議案及び資料について説明があった。
 - (2) 議案の審議状況及び議決結果等
定款第 45 条の規定に基づき理事長が議長となり、議事録署名人は定款第 50 条の規

程に基づき、代表理事である理事長及び出席した監事とし議案の審議に移った。

○決議事項

第1号議案 平成31年度事業計画（案）に関する件

第2号議案 平成31年度収支予算（案）に関する件

青山事務局長より、平成31年度事業の運営方針と第2号議案平成31年度収支予算（案）について、総務部長より第1号議案平成31年度事業計画（案）について、資料に基づき説明があった。

説明によると、昨年の6月に食品衛生法等の一部を改正する法律が公布され、全ての食品事業者におけるHACCP制度の取り組みについては、公布から2年以内の政令で定める日から1年後までに対応することが求められている。また特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害の収集については、平成32年6月から施行される。これを受け当協会は平成31年度も、健康食品の安全確保を念頭に「認定健康食品（JHFA）マーク」制度、「GMP」及び「安全性自主点検」の認証事業を引き続き運用していく。また国の施策への協力に関する公益事業として認定されている保健機能食品（特定保健用食品、機能性表示食品、栄養機能食品）並びに特別用途食品に関する支援及び普及啓発事業については、同制度の改善及び発展に向けて、関係省庁と調整を取りながら引き続き積極的な関与を行っていく。

具体的な取り組みは以下のとおり。

認定健康食品（JHFA）認定事業については、国内唯一の品質規格認定制度としての基盤の下、個別審査型JHFAの導入等の新たな制度設計を行う。更に、最新の表示基準や分析手法と照らし合せて規格基準の見直しを行い、認定制度の充実を図っていく。また、JHFAの根幹とも言える適切な製品設計の実現が、健康食品の安全性確保における重要な要素であることも引き続き周知啓発する。

健康食品GMP認証事業においては、食品衛生法改正で制度化されたHACCPを健康食品事業者が円滑に導入出来るよう、健康食品GMPの考えを取り入れて作成したHACCP導入手引書の活用を推進する。なお、健康食品GMPは健康食品の特性に適った製造・品質管理手法であるとの認識の下、健康食品GMPについても普及・啓発を引続き行う。

健康食品の安全性確保は法改正の柱の一つであり、安全性自主点検認証事業はその意義・重要性が高まっている。平成31年度は、認証取得の推進に加えて事業者による自主的な取組みを促すため、相談事業を立上げ事業者からの相談に対応する。一昨年度から行なっている事業者向けの情報収集セミナーも継続し健康食品の更なる安全性向上に貢献していく。

機能性表示食品制度の施行からまもなく4年となり、公表数は1,800件を超えたが、撤回も増えるなど新たな課題も浮き彫りにされてきた。こういった背景の中、平成31年度も引き続き届出支援事業及び届出相談事業を継続するとともに、部会

活動においては、昨年同様広告部会での準備のもとに広告審査会を開催する。また、届出資料検討部会を復活し、「届出資料作成の手引書」の改定に向けた作業を行う。更に、本年は機能性表示食品の届出経験の少ない会員事業者もしくは中小企業者を対象に、届出及び資料作成全般に関する勉強会や相談会を実施していく。これらを通じて、会員企業と消費者庁のパイプ役を担うとともに、機能性表示食品制度の普及・発展に努める。

特定保健用食品については、事業者の申請支援を行うとともに、制度の活用や課題(疾病リスク低減表示の拡充、審査過程の「見える化」を含めたスピードアップ等)に取り組む特定保健用食品部の部会活動を支援する。更に広告の分野においては特定保健用食品広告審査会や広告研修会等により、業界の意識向上を図り、適正広告自主基準の普及に努める。

特別用途食品については、当協会から消費者庁への要望活動の成果として、総合栄養食品の許可基準改正や病者用組合せ食品の新規格導入が平成 31 年度に行われる予定であり、企業に対し新規申請を積極的に働きかけ、円滑な申請手続をサポートする。更に「特別用途食品制度の活用に関する研究会」においては、えん下困難者用食品の許可基準の明確化を求めての活動等を行う他、個別評価型病者用食品の現状や課題、今後の要望等を協議する。

食品保健指導士養成事業については、食品保健指導士養成講習会を東京と福岡で各 1 回開催する。なお、福岡で開催する講習会については九州支部主体で開催する。また、各方面へ食品保健指導士養成講習会の積極的な広報活動を行い、受講者の増に努める。

当協会の認知度向上、及び事業者の会員としての意識付けに向けたブランディング活動の一環として、元号が変更となる機会に、協会マークの新設と JHFA マーク・GMP マークをリニューアルし、今までとは違った方策で積極的な広報活動を行っていく。また平成 30 年度より協会会員枠として機能性食品部を新設し、多くの会員の参加を得て事業の拡大を図っているが、平成 31 年度は事業者規模に応じた会費体系が適用できるかどうかを含め、将来に向けての会員会費の見直しについて検討を始めたいと考えている。

また、収支予算(案)については、経常収益は前年額より 830 万円余の増加になっている。対前年比の主な増減は、受取会費が平成 30 年度、機能性表示食品部ができることに伴う部への所属の増加を見込んだ予算を計上したが、実際は健康食品部、特定保健用食品部などの他の部から機能性食品部に移行するケースが多かったことから、平成 31 年度はそれを踏まえた。実態に合わせた金額を計上したため減額となっている。事業収益の「JHFA マーク許可事業収益」が許可数の減少により減額となっているが、「GMP 工場認定事業収益」が認定数の増加により増加している。「安全性自主点検認証事業収益」が平成 31 年度の更新数が前年より多くなる

ことにより増加、併せて平成 31 年度より開始予定の健康食品の安全性向上に向けた事業者向け相談事業の収益もこちらに含まれている。「機能性表示食品届出支援事業収益」が機能性表示食品届出資料の事前点検の増加や地方都市でのセミナーや個別相談会を開催することで増加となっている。「特用申請支援手数料収益」は特別用途食品の申請チェックの強化、また、平成 31 年度より開始予定の栄養成分表示に関する相談対応が含まれている。「指導士養成事業収益」が受講者数の減少と平成 31 年度は更新対象者が少ないことにより減となっている。「出版物収益」は改訂版の機能性表示食品届出手引書および HACCP 導入手引書の発行に伴う販売を計上したことにより増加、「機能性評価関連事業収益」は、機能性表示食品に関する研究レビューを平成 30 年度の 3 機能から 2 機能増加し、5 機能として計上したことにより増加している。

経常費用については、前年額より 866 万円余の増加となっている。主な増減は「給料手当」の増加、「臨時雇賃金」が減少、また「委託費（派遣）」が増加した結果の増加となった。「旅費交通費」が新 JHFA 制度の導入に向けた事前検討に要する費用が含まれ増加している。「印刷製本費」が改訂版の機能性表示食品届出手引書の作成、HACCP 導入手引書の作成、また協会マーク等の普及ツールの作成より増加している。「支払手数料」は事業計画でご説明申した協会マークや新 JHFA マーク、GMP マークの普及に向けた費用が計上されて増加となっている。

公益法人の財務 3 基準については、公 1 事業、公 2 事業、公 3 事業および公益目的事業計において全てマイナスとなっており、収支相償は保たれており、公益目的事業比率は 50%を超えなければならないが、約 82%とこれを大きく超えている。平成 30 年 3 月末現在の遊休財産額はその適正範囲内となっている。以上のことから、公益法人の財務 3 基準である「収支相償」「公益目的事業比率」「遊休財産額」はすべて基準を満たしているとのことであった。

説明の後、議長が意見を求めたところ、次の質疑があった。

（質疑内容）

理事： 公益財団なので公益目的事業比率が 50%を越えなければならないということはわかるが、現在 80%超えということで、これは将来的に大丈夫なのか。様々な事業を活発に行っているが、会員が少しずつ減っている。機能性表示食品制度についてもいろいろ事業を立ち上げ活動しているが、このところ足踏み状態のように見える。各事業の将来的な展望を聞かせていただきたい。

事務局長： 言われるとおりで、機能性食品制度はある程度落ち着いてきている。公益目的事業比率は今の状態でいいと思うが、将来的に協会の事業を活発化していくためには収益事業を増やしていかなければならないと考えている。機能性食品部の機能性表示食品研究レビューは収益事業にな

っているが、今後、HACCPの導入等に伴い会員にサービスになるような収益事業を組み立てて実施し、その収益を公益事業に入れていこうと考えている。

説明の後、議長が本議案について意見を求めたところ、特段の意見もなく、第1号議案及び第2号議案を原案通り出席理事全員一致で可決した。

第3号議案 臨時評議員会開催に関する件

総務部長より本議案の説明があった。

説明によると、平成31年度臨時評議員会を平成31年3月28日（木）13時30分から、公益財団法人日本健康・栄養食品協会3階会議室で、「評議員候補選出委員の選任について」を議案とし、また併せて本理事会の承認事項を報告するため開催したいというものである。

これについては、特段の意見もなく、原案通り出席理事全員一致で可決し、議長は事務局に臨時評議員会開催の手続きを指示した。

第4号議案 評議員候補選出委員（案）について

総務部長より本議案の説明があった。説明によると、本年6月の評議員会で評議員の改選を予定しているが評議員会の前に評議員候補選出委員会を開催し評議員会にかける評議員候補者を選出するという事になっている。委員会の委員は3月28日に開催する評議員会で正式に選出されることになっている。評議員候補選出委員会規則第3条第5項により、評議員会の議長から理事会に対して委員案の提出を要請された。そこで理事会から評議員会に対して委員の案を提出したいというものである。委員の構成は規則により、評議員2名、その内の1名は評議員会議長の成松議長、外部委員2名、事務局員1名の計5名となっている。委員の案としては、評議員として、成松義文議長、安倍俊朗氏（(株)明治執行役員）、外部委員として、北井暁子氏（日本赤十字社血液事業部経営会議委員）、阿部圭一氏（国立健康・栄養研究所所長）、事務局として岩浪恆平氏（(公財)日本健康・栄養食品協会総務部長）の5名である。なお、現行委員の任期は3月23日までとなっている。

本案について意見を求めたところ、特段の意見もなく、原案どおり出席評議員全員一致で可決した。

第5号議案 規程の設定について

・公印管理規程

総務部長より本議案の説明があった。説明によると、当協会が去る1月25日に内閣府の立入検査を受けた際に、当協会には公印管理簿はあるが公印の管理に関する規程が無いことから、内閣府からそのような規程を定めた方がいいという指摘が

あり、本日公印管理規程案を出したものである。

説明の後、議長が意見を求めたところ、次の質疑があった。

(質疑内容)

議長： 監事の方々この件についていかがか。

監事： 特段に意見はなく、設定してよろしいと思う。

理事： 企業であれば、印鑑登録している実印と契約銀行印と分けているが、この規程では同じ印鑑になっている。公益法人の場合はこれで問題ないのか。

事務局長： 法人関係で幾つもの公印を持っているところがあり、そういうところは、分けて使用している場合があるが、公印が二つというのは珍しいとのことであったが、むしろ幾つもの公印を持っていると管理が煩雑になる。二つでも特に問題はない。

説明の後、議長が本議案について意見を求めたところ、特段の意見もなく、原案通り（別添、規程）出席理事全員一致で可決した。

○業務執行状況報告

議長より、下記の協会事業の執行状況について報告説明の指示があり、資料（別添）に基づき報告があった。

- ・機能性表示食品制度「軽症者データ」の取り扱い調査検討事業について
(機能性食品部長)

- ・会員数の動きについて（事務局長）

平成 23 年に公益財団法人へ移行後の会員数は、ほぼ横ばい状態である。

- ・会員の退会処分について（総務部長）

平成 30 年度の会員の退会処分は 1 社であった。

- ・協会マーク等の新設について（事務局長）

今後の協会活動の活発化を図るうえで、協会の認知度向上と会員であることを表す手段の一つとして活用できるよう、ハートと手で「温かくつつみこむ」というイメージのデザインに、認証・認定の基本である安全・安心をチェックするという(レ)を加え、信頼感や安心感を与える協会マークを新設した。

- ・会員会費体系の見直しについて（総務部長）

検討委員会を設置し検討する。会費・会費体系の検討に際しての留意事項としては、現在の所属部制を変更するか否か、会員事業者の規模による会費設定等である。

以上をもって議案の審議等を終了したので、15 時 00 分、議長は閉会を宣言し、解散した。